

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第36号

令和6年12月1日
発行



南郷中地区地域計画案策定検討会議の様子



不動堂地区地域計画案策定検討会議の様子

～ 地域計画案 策定検討会議 ～

主な内容

- P 2
- ・農業委員会活動報告
 - ・宮城県農業委員会大会
- P 3
- ・農地の転用等
 - ・相続登記義務化
 - ・農地賃借料情報
- P 4
- ・農家相談日のお知らせ
 - ・総会等開催予定日のお知らせ
 - ・農業経営意向調査の結果
 - ・編集後記

農業委員 古内 世紀

地域計画策定作業の二年目始まる

農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「地域計画」策定作業の二年目が始まりました。

「地域計画」は、おおむね十年後の地域農業の将来のあり方等について策定するものです。加えて、農地の効率的な利用を図るために、将来の農地利用の姿を示す「目標地図」の素案を農業委員会が作成することとなります。

一年目の昨年度は、中卒・北浦・青生の三地区の計画を町が策定いたしました。今年度は南小牛田・不動堂・南郷の三地区が対象となり、現在、計画策定のための話し合いやワークショップが来年三月の公告に向けて進められております。

農業農村が生産者の高齢化や担い手不足など厳しい環境にある中で、地域の農地を守り活かし、かつ発展させるべく、地域の農家の皆様のご意見を伺いつつ、この作業を進めてまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

農地パトロール（利用状況調査）

農地利用の確認、遊休農地や違反転用の実態を把握するため、7月30日～8月2日に町内全域の農地を対象とした農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

1号遊休農地に該当し、草刈り等の実施により比較的容易に解消できる農地については、9月に除草等の適切な管理を行うよう指導し、多くの農地が改善されました。

今後も引き続き、遊休農地等の所有者や耕作者に対し、農地利用の意向調査等を行い、指導や助言を行っていきます。



美里町農業委員会研修

農業委員 尾形 司

美里町農業委員会研修を8月26日～27日に開催し、農業委員、事務局計13名で新潟県の阿賀野市農業委員会と農業法人の有限会社安田興和農事を視察してきました。

初日は阿賀野市農業委員会を訪問し、「地域計画策定に係る活動の取り組み」について説明を受けました。目標地図に位置づける担い手については、兼業農家が多いことと国の補助事業等の対象となるため、エリア内すべての耕作者を掲載する予定であることにとても驚かされました。

二日目には農業法人の有限会社安田興和農事を訪問しました。当初は水稻のみの経営でしたが、冬場の収入源確保のため、育苗ハウスを利用したイチゴなど施設園芸や門松の製作を導入しているとの説明を受けました。

今回は、日本有数の米どころである新潟県で研修をしてきましたが、一方では美里町と比較して圃場整備されていない農地も多いため、農家もご苦労なされているものと感じましたが、その環境下でも極上の米に仕上げている技術に感嘆いたしました。



第9回宮城県農業委員会大会

11月15日、名取市文化会館を会場に「宮城県農業会議設立70周年記念式典・第9回宮城県農業委員会大会」が開催されました。この大会は県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、政策展望をはじめ農業委員会活動について意識の統一を図ることを目的に開催されています。

また、大会では、長年の活動実績が認められ、本町農業委員3名が受賞いたしました。

受賞者

【全国農業会議所会長表彰】

・宮城県知事感謝状表彰】

伊藤 恵子 氏（上二郷1）

【宮城県農業会議会長表彰】

鈴木 幸博 氏（中二郷2）

久道 雄悦 氏（木間塚2）



伊藤恵子氏



鈴木幸博氏



久道雄悦氏

農地の転用等には、農地法の許可が必要です。

農地の転用・売買・賃借などは許可を受けてから

農地の売買、貸し借り

自分名義の農地の転用

他人名義の農地を転用

3条申請

- 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。

※農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律などにより農地を売買、賃貸借する方法もありますので、詳細はお問合せください。

4条申請

- 農地を住宅・駐車場・資材置き場・事業所などの農地以外のものに用途を変更するためには、農業委員会へ農地転用の申請を行い、県知事の許可が必要です。
- 転用申請では主に次のことを審査します。
 - ・立地基準上、転用できる農地か
 - ・転用の目的、面積は適正か
 - ・付近の農地に与える影響はどうか
 - ・転用の目的は確実に実現されるか
 - ・他の法令関係の手続きはなされているか
- 申請の受付は、毎月10日までです。申請の受付から許可までは、おおむね2か月ほど要します。

5条申請

令和6年4月から相続の登記の申請が義務化されました！

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。（ただし、令和6年4月1日から3年間の猶予があります。）
農地においては、相続登記がされていない場合、所有者への連絡ができない所有者不明農地となり、担い手への集積、集約化が進まないなど、適切な農地の利用、管理を妨げることとなりますので、早めに法務局への手続きをお願いします。

※相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することも可能です。

問合先 仙台法務局古川支局 0229-22-0510

農地を相続したら農業委員会へ届出ください。

農地を相続等により権利取得した場合は、所有権移転登記後、農業委員会へ相続したことの届け出が必要です。

美里町賃借料情報

令和5年11月から令和6年10月までに締結（公告）された賃借における賃借料水準（10aあたり）は、下記のとおりです。

田
(水稲)
の部

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	
小牛田地域	南小牛田・牛飼	基盤整備地域	-円	-円	-円	-
		未整備地域	10,800円	14,000円	5,000円	170
	不動堂	基盤整備地域	14,200円	15,000円	14,000円	32
		未整備地域	4,300円	10,000円	3,000円	12
	北浦	基盤整備地域	14,200円	16,200円	5,000円	30
		未整備地域	9,500円	14,000円	5,000円	73
	中埜	基盤整備地域	14,100円	15,000円	14,000円	14
		未整備地域	9,500円	9,500円	9,500円	5
	青生	基盤整備地域	14,000円	14,000円	14,000円	2
		未整備地域	9,000円	9,500円	5,000円	34
南郷地域	和多田沼	基盤整備地域	13,500円	15,000円	9,500円	24
		未整備地域	-円	-円	-円	-
	福ヶ袋	基盤整備地域	14,000円	14,000円	14,000円	7
		未整備地域	-円	-円	-円	-
	練牛	基盤整備地域	13,500円	15,000円	7,000円	47
		未整備地域	10,200円	14,000円	9,500円	25
	大柳	基盤整備地域	13,300円	15,000円	5,000円	34
		未整備地域	8,300円	9,500円	7,000円	2
	木間塚	基盤整備地域	13,800円	15,000円	7,000円	32
		未整備地域	-円	-円	-円	-
	二郷	基盤整備地域	13,800円	18,000円	7,000円	129
		未整備地域	9,500円	14,000円	5,000円	12
(参考) 美里町平均		11,600円			684	

※1 データ数は集計に用いた筆数です。 ※2 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※3 「(参考) 美里町平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）を平均した値です。

※4 貸人・借人共、町外の方（入作）の賃貸借契約は除いています。

今年も熱い日の続く天候でありましたが、無事、稲刈り作業も終了し、大変お疲れさまでございました。

去年の猛暑の影響などでの米不足から「令和の米騒動」という騒ぎになりましたが、米価が予想以上の高値となり、農家の皆様も安心したことでしょう。

そして、来年以降も安定した価格となることが望まれます。

但し、今後も燃料費や資材等の高騰が続くと考えられ、気の抜けない状況であることは間違いないありません。

また、将来に向けては、担い手、後継者不足の問題が大変懸念されております。

そのような中で、町では、十年後の農業のあるべき姿を構築すべく「地域計画」の策定を進めております。農業委員会も皆様と共に地域農業の発展に向けて頑張つてまいります。

これから、より多くの情報を伝えてまいりますので、よろしく願います。

編集委員長 佐々木 幸一郎